

令和6年第1回大町町議会（定例会）会議録（第5号）							
招 集 年 月 日	令和6年3月11日						
招 集 の 場 所	大 町 町 議 事 堂						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和6年3月22日	午後1時28分		議 長	諸 石 重 信	
	閉 会	令和6年3月22日	午後2時00分		議 長	諸 石 重 信	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議 席 号	氏 名	出席等 の別	議 席 号	氏 名	出席等 の別	
	1	諸 石 重 信	○	5	山 下 淳 也	○	
	2	三 根 和 之	○	6	早 田 康 成	○	
	3	北 沢 聡	○	7	三 谷 英 史	○	
	4	江 口 正 勝	○	8	藤 瀬 都 子	○	
会議録署名議員	3 番		北 沢 聡		4 番		江 口 正 勝
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事 務 局 長	坂 井 清 英		書 記	古 賀 直		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	水 川 一 哉		副 町 長	内 田 学		
	会 計 管 理 者	井 上 精 一		教 育 長	尾 崎 達 也		
	総 務 課 長	井 原 正 博		総 務 課 参 事	副 島 徳二郎		
	企画政策課長	藤 瀬 善 徳		生活環境課長	前 山 正 生		
	町 民 課 長	吉 村 秀 彦		子育て・健康課長	森 ゆかり		
	福 祉 課 長	宮 崎 貴 浩		教育委員会事務局長	井 手 勝 也		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和 6 年 3 月 22 日

日程第 1 本定例会の議案の委員長報告及び質疑・討論・採決

日程第 2 継続審査について

日程第 3 追加議案の報告及び一括上程

日程第 4 提案理由の説明及び質疑

日程第 5 人権擁護委員候補者の推薦について

午後 1 時 28 分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は 8 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 6 年第 1 回大町町議会定例会 5 日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 本定例会の議案の委員長報告及び質疑・討論・採決

○議長（諸石重信君）

日程第 1. 本定例会の議案を議題といたします。

まず、これに対する各委員長の報告をお願いいたします。総務文教委員長。

○総務文教委員長（三谷英史君）

議会休会中に当総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査しました結果を報告いたします。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度大町町一般会計補正予算（第 7 号）について）、議案第 2 号 大町町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 3 号 大町町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 4 号 大町町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、議案第 5 号 大町町ルート 34 活性化基金条例の制定について、議案第 6 号 大町町税の徴収等の特

例に関する条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第7号 令和5年度大町町一般会計補正予算（第8号）について、議案第8号 令和5年度大町町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第9号 令和5年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第11号 令和6年度大町町一般会計予算について、議案第12号 令和6年度大町町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第13号 令和6年度大町町国民健康保険特別会計予算について、議案第15号 大町ふるさと館の指定管理者の指定について、以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第1号、議案第7号及び議案第11号中の当委員会関係分並びにその他の議案についてそれぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続きまして、議案第11号中、当委員会関係分につきまして、その審議状況について報告をいたします。

この議案は令和6年度一般会計当初予算ですが、この中に、たろめんを中心とするまちづくりを推進するために採用いたしました、地域おこし協力隊の報酬2名分が計上をされております。この地域おこし協力隊員2名の方は12月に採用され、日頃はたろめんの調理実習やたろめんの情報発信のための活動を、町が準備いたしました、以前飲食店であった空き店舗を活動拠点として、日中、活動されているということでございます。ところが、この2名の方は勤務時間外ではありますけれども、勤務時間外に、日中、活動拠点としている、今お話ししました、以前飲食店であった空き店舗におきまして飲食店を営業されているそうです。公務員が勤務時間外に兼業することは認められているということではございますが、この飲食店の営業時間はお昼のランチタイムと、夕方以降は居酒屋として営業されております。営業は確かに勤務時間外に行われているとしても、仕込みの準備などを考えれば、果たして実態はそうなのかという疑問の声が上がり、委員の大半は賛成できないという結論を得ました。

ところが、この点に関しまして、後日、執行部から、今後、町民に誤解を与えないような改善、指導をしていくというふうな申入れがありました。これを踏まえまして、再度協議しました結果、委員会として、閉会中、審査を継続しながら今後の状況を注視していくということを前提といたしまして、条件付ではあります、条件付賛成という結論に至りました。

次に、大町町ワインプロジェクト促進業務委託料が計上されております。この事業は、あくまで民間事業者に対する支援という説明ではございましたが、今後の醸造の工程にかかる施設整備等について町としてどこまで支援を続けていくのか、そして、委託料の積算項目に

人件費が含まれておりますが、このことが問題視されまして、事業主体は一体どこなのか、事業主体は町なのかという疑問の声が上がり、委員の大半は賛成できないということでございました。

次に、大町ひじり学園の学校内のテニスコート人工芝の張り替え、いわゆる今後、多目的コートとして一般町民に開放するという人工芝化事業が予算計上されておりました。この点に関しまして、義務教育施設内に一般町民が自由にできる施設を整備するという経緯、経過が理解できないということで、この点についても反対意見が多く出されました。

次に、大町ふるさと館の指定管理料が300万円から600万円へと増額していることについて、この点についても疑問の声が上がって、明確な説明がないということで多数の委員の皆さんから反対意見が出されました。

最後に、ふるさと応援寄附金管理運営事業、ふるさと館の指定管理料が計上されておりますが、この委託業者の選定については、県内におきまして、このプロポーザル方式での業者選定をめぐって今大きな事件が発生している、こういう状況を踏まえまして、特に慎重審議に努めるという委員会の姿勢の下に、次の点について担当課に詳細な意見、説明を求めました。

まず1点目として、2つの委託事業を一本化して1事業者に任せるに至った理由についてということで、ふるさと応援寄附金管理事業の委託期間は1年、そして、ふるさと館の指定管理の指定管理期間は3年という委託期間が異なるものを、しかも、それぞれ委託内容が違ふ、そういうものをあえて一本化して1事業者に委託する、その理由がよく分からないと。

そして2点目で、プロポーザル方式での募集ということであれば、広く多くのいろんな事業提案を求めるためには十分な時間を確保すべきではないのかと。それが告知期間と応募期間が平行して2週間を期間設定した理由が分からない。そしてまた、業者選定までの過程が分からない。例えば、何業者からどのような提案がなされたのか、そして、どの業者が決定されて、どういう高い評価を得てこの業者が選定されたのか、こういう点について説明を求めましたが、明確な回答というか、説明は得られておりません。

ということで、大半の委員は、この件に関しても賛成はしておりません。

以上、委員会審議の中で納得がいかない項目がいろいろと含まれておりました。しかし、町民生活に重要な影響を及ぼす当初予算という性格を考慮し、総合的見地から、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

これらの点を踏まえまして、今後は予算執行、事業の実施状況等を注視していきたいというふうに考えております。

以上で、当総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（諸石重信君）

産業厚生委員長。

○産業厚生委員長（藤瀬都子君）

議会休会中に当産業厚生常任委員会に付託されました議案について、審査いたしました結果を報告いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大町町一般会計補正予算（第7号）について）、議案第7号 令和5年度大町町一般会計補正予算（第8号）について、議案第10号 令和5年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第11号 令和6年度大町町一般会計予算について、議案第14号 令和6年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計について、議案第16号 大町町老人福祉センター指定管理者の指定について、以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第1号、議案第7号及び議案第11号中の当委員会関係分並びにその他の議案についてはそれぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（諸石重信君）

以上で各委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、以上をもちまして委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第 1 号については、総務文教、産業厚生各委員長報告どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第 2 号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第 2 号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 3 号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第３号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第４号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第４号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第５号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第５号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第6号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第6号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第7号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第7号については、総務文教、産業厚生各委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決することに決定いたしました。

た。

議案第 8 号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第 8 号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 9 号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第 9 号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 10 号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第10号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第11号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第11号については、総務文教、産業厚生各委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第12号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第12号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第13号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第13号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第14号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第14号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第15号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第15号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第16号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第16号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 継続審査について

○議長（諸石重信君）

日程第2. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛てそれぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日、諮問1件が追加提案されましたので日程に追加し、議題といたします。

日程第3に追加議案の報告及び上程、日程第4に提案理由の説明及び質疑、日程第5に人権擁護委員候補者の推薦についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、日程第3. 追加議案の報告及び上程、日程第4. 提案理由の説明及び質疑、日程第5. 人権擁護委員候補者の推薦についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後1時56分 再開

○議長（諸石重信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 追加議案の報告及び上程

○議長（諸石重信君）

日程第３．本日、諮問１件が追加提案されました。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

ただいま朗読させました諮問第１号を上程し、これより議題といたします。

日程第４ 提案理由の説明及び質疑

○議長（諸石重信君）

日程第４．これより追加議案の提案理由の説明を行います。

議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

本定例会の開会日をお願いをしておりました追加議案としまして、人権擁護委員候補者の諮問につきまして、御審議賜りたく、よろしくお願いをいたします。

これより追加議案の提案理由を申し上げます。

諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本諮問につきましては、現人権擁護委員岩瀬佳智代氏が令和６年６月３０日をもって任期満了となりますので、新たに内山田靖子氏を人権擁護委員として推薦したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（諸石重信君）

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

続いて、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

日程第５ 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（諸石重信君）

日程第５．人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

お諮りいたします。人権擁護委員には内山田靖子氏を推薦することにつきまして、適任の

意見を付して答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、人権擁護委員には内山田靖子氏を推薦することにつきましては、適任の意見を付して答申することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和6年第1回大町町議会定例会はこれにて閉会いたします。議事進行につきましての御協力、誠にありがとうございました。

午後2時 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年3月22日

議 長 諸 石 重 信

会議録署名議員 北 沢 聡

会議録署名議員 江 口 正 勝

局 長 坂 井 清 英